

講演「公害紛争処理制度の課題」

公安審査委員会委員長 藤 田 耕 三

公害紛争処理制度の創設

公害紛争処理の歩み

公害紛争処理制度の課題

- (1) ADR の活性化
- (2) 審理の充実・迅速化
- (3) 公害等調整委員会の活用（原因裁定）
- (4) 対象分野

藤田でございます。ただいまご紹介いただきましたように、私は昭和46年4月から51年4月までの5年9日間にわたり、公害等調整委員会の前身の中央公害審査委員会時代から審査官として在職いたしました。委員さんの任期は5年でありますので、それより9日間長いというのが自慢であります。ちょうどここに籍を置きました当時は、現組織・制度の草創期として、いろいろなスキームを作っていく時期であり、また、事件の処理についてもいろいろな苦労がございました。

本日は、その時の経験談と公害紛争処理制度の今後の課題という点について私が常日頃考

えていることとお話し、皆様のご参考に供しようということでございます。

< 公害紛争処理制度の創設 >

私がこの委員会に参りましたときは、公害対策基本法が昭和42年8月に公布され、公害紛争処理法が昭和45年6月に公布されたところでした。

先ほど申し上げました公害等調整委員会の前身の中央公害審査委員会は、昭和45年11月に発足したのですが、その当時、私はまだ裁判所におり、鹿児島の裁判所で裁判官をしております。新聞には、中央公害審査委員会が発足し

たことが掲載され、初代委員長の小澤文雄先生の写真が載っておりました。先生は、実は私の司法研修所の時の民事裁判の教官であり、私にとって自然に頭が垂れる恩師なのであります。その新聞の写真は、当時の山中貞則総理府総務長官の訓示に対してお答えをしている場面でありました。

かつての恩師であります小澤文雄先生は、何か難しそうな委員会の委員長になられて、せっかく定年でおやめになったのに、またご苦労なことだなと思っておりましたら、間もなく私に、天から降ったように、その委員会へ行けという話がありました。小澤先生に電話して、一体私は何をやったらよろしいのでしょうかと伺いましたら、心配せずに来なさいということで、心配しながら来たわけであります。その頃は、都道府県公害審査会等も発足したところでありまして、当時はブロック会議や研修会あるいは勉強会等が各地区で開催されまして、そこにも大分頻繁に伺いました。

< 公害紛争処理の歩み >

当時は公害、公害と騒がれ、大きな政治問題、社会問題になっていた時期でありまして、公害紛争処理の歩みという点から申しますと、中央委員会には熊本水俣病事件、あるいは渡良瀬川

鉾毒事件という世の中の注目を集める事件が係属して、私も担当審査官として関わりました。公害の原点と言われる渡良瀬川の事件については、田中正造翁を主人公にした『襤褸の旗』という映画が製作されたりもした時代でした。

熊本水俣病は、まだ初期の混乱していた時代でありましたが、私は、水俣病事件の担当に加わってから、3年間に14回水俣に出張いたしました。患者さんのお宅を回って、ご家族のお話を伺いましたし、それから当時は自主交渉派、調停派、訴訟派という各派が入り乱れていた時期でありましたので、水俣病を告発する会の人達に追いかけて、現地を逃げ回ったりしたこともございます。その後、熊本地裁の第一次水俣病訴訟について、齋藤次郎裁判長が判決をされましたが、その後、水俣病の認定を受けて調停をするという作業の枠組みができまして、順調に処理されていったということでございます。

渡良瀬川の事件は、栃木・群馬両県にまたがって生じた公害事件で、足尾銅山からの鉾毒被害事件であり、被害地は群馬県太田市の毛里田地区です。両県には大変お世話になりました。水田の裏作の麦に最も被害が大きかったので、現地に赴き、鉾山施設の調査、あるいは被害実態を調べるための坪刈調査等をいたしました。

本件は、15億5,000万円という損害賠償金を鉱業権者が支払うということで調停が成立したわけですが、そのお金で現地の農民の方たちは、鉱毒記念碑を建てたりもしました。海外から取り寄せた大理石で造った立派な記念碑だそうです。その除幕式の招待状をいただきましたけれども、出席はできませんでした。

その後も、大阪国際空港の騒音事件などがあり、私が公害等調整委員会を離れてからも、小田急線騒音被害等責任裁定事件、香川県の豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停事件などがありました。最近では、兵庫県の尼崎市大気汚染被害防止あっせん事件が、裁判所の和解後の事件として来ております。このような事件が公害等調整委員会に係属し、処理されて、公害問題の解決に寄与しているということでもあります。

また、都道府県公害審査会等におきまして受け付けた事件は、昭和45年度から平成15年度までの間に、あっせん事件36件、調停事件968件、仲裁事件4件、義務履行勧告10件、合計1,018件となっており、これだけの数の事件が係属しているところであります。また、本日の資料を拝見しますと、北は北海道から南は沖縄まで、数多くの重要な事件が係属し、それについて適切な処理がされており、公害紛争処理制度が公

害問題の解決に大きな寄与をしてきているということがよくわかるわけであります。

また、先ほどの加藤委員長のお話にございましたけれども、公害苦情の処理が公害問題の処理に非常に大きなインパクトになっております。昭和41年度に約2万件だった公害苦情件数が、平成14年度には9万6,000件強となっており、大変な数の苦情が出てきているということでもあります。公害苦情相談員等の方々による適切な処理が、公害問題の解決には非常に重要なことでありまして、公害苦情の中で、公害紛争処理制度により解決するのが適当な事件は、公害行政と公害紛争処理制度との連携で処理していくことも重要ではなかろうかと思えます。

< 公害紛争処理制度の課題 >

(1) ADR の活性化

そこで、本題の公害紛争処理制度の課題であります。平成11年から13年までの2年間、司法制度改革審議会の審議が行われて、平成13年6月12日に佐藤幸治会長から小泉内閣総理大臣に、最終の司法制度改革審議会意見書が提出されました。古い首相官邸の大会議室で、審議会の委員達が、法務大臣や官房長官などをまじえて、小泉内閣総理大臣が出てくるのを待っていたのですが、ちょうど今のブッシュ大統領の

父親のブッシュ元大統領が訪ねてこられたということで、小泉内閣総理大臣が出てこられるのが大分遅れまして、2、30分間そのままみんな待っていたのです。そのときに私の斜め前に座っておられた法務副大臣が、私に向かって、「司法改革、司法改革と言っても、どうせ大したことにはならないだろうと思っていたけれども、大変なことになりましたね。」とおっしゃいました。その方は、法務副大臣の前に法務政務次官もおやりになった方で、法務行政はもちろん、司法制度全般についてよくご存知の方であります。そういう方からこういう言葉が出たということは、司法改革が当初予想されたよりも大変な大改革になったと評価されているということであります。

2年間の審議というのは、大変ハードでありました。最終の意見書を出した後で、お一人ご欠席であったので、13人の委員中12人が記者会見をしたのですけれども、記者から2年間の感想を問われて、皆さんが異口同音に言われたのは、大変な苦勞、重荷であったということでありました。

中央大学の商学部長を当時していらした北村敬子教授という会計学の権威がその時おっしゃったのですが、最初、法務省の検事が司法制度改革審議会の委員になってくれと頼みに

来たときに、北村先生が大体どのくらいの頻度でどのくらいの作業をすればいいのかと聞いたら、月に2回程度、1回当たり2、3時間の審議でしょうと言われたのだそうです。最初の3、4カ月はそうだったのですけれども、その後は、毎週、午後1時から午後7、8時まで審議を行い、早く終わっても6時ぐらいまでみっちり審議を行いました。しかも事務局主導ではいけないということで、事務局に原案をつくってもらって賛成というような形では一切いかない。委員たち自身で原案をつくって、それをお互いに議論するという、非常にハードな作業でございました。北村先生いわく、だまされたんだけど、検事は嘘を言ってはいけませんよねと。どの検事だったのか知らないのですが、審議が終わったところに担当だった検事に、君かと言ったら、「違います、違います。」と言っていましたけれども、そういうようなこともありました。

対立の激しいいくつかの論点については、大変な激論が交わされたのでありまして、現在、司法制度改革推進本部で最後の具体的な制度設計の詰めをやっております。ほとんどができて上がっているのですが、ADRだけがまだ最後に残っています。平成16年7月の参議院議員選挙の後の国会に、法案を上程するという予定の

ようであります、近々また詰め作業がされるようであります。

実は、この ADR が最後まで残ったというのは、司法制度改革審議会の審議から考えますと非常に不思議なことです。というのは、大変な激論が交わされた、その第一は裁判員制度であります。現在では、ほぼ骨格ができ上がりましたけれども、まだ具体的に詰めなければならない点がかなり残っております。問題として取り上げられているのは、主義信条で人を裁きたくないという人は辞退できるという点です。政令で手当するという点ですが、最近の新聞等の世論調査の結果では、裁判員制度は結構だけれども自分はやりたくないという人が過半数だということです。

アメリカの探偵小説を読むと、探偵はみんな陪審員の召喚状を受け取らないように逃げ回っていますね。うっかり出食わして召喚状の送達を受けてしまうと、出ていかないと裁判所侮辱になりますから、受け取ってしまったらしようがないから呼び出しに応じなければいけない。何とか受け取るまいとして逃げ回っているというシーンが、しばしばアメリカの探偵小説に登場しております。

ですから、仮に主義信条で、人を裁くのは自分の信条に反するから辞退するというのを認

めることになると、みんな辞退してしまうのではないかなという問題提起がされております。まだ具体的に詰めなければならない点がありますけれども、ほぼ制度としてはでき上がりました。この裁判員制度が一番大変だったのです。陪審か参審かということで激論となりました。陪審は、ご承知のようにイギリス、アメリカで行われている制度です。参審は、ドイツとフランスなどで採用されています。スウェーデン、ノルウェーとか北欧では、両制度を採用している国もあります。陪審か参審かということが非常に激烈な論争を呼びました。結局、裁判員制度ということになったのは、陪審といっても参審といっても差し障りがあるから、「裁判員」という名前にしたわけです。これは刑事法の権威の松尾浩也先生が名付親だということが言われております。

そういうように、両方の名前を避けて、第三の名前を選ぶぐらいの激烈な対立があった問題もあったのですが、ADR に関してはほとんど対立がなかった。紛争解決制度として、裁判と並んで国民にとって魅力ある選択肢になるようにやっていくべきだという点については、ほぼコンセンサスといえますが、反対する人はほとんどいませんでした。

当時の会長代理で、法制審議会の会長をして

いた竹下守夫教授などは、ADR 基本法の制定を視野に入れるべきだということを主張されて、これが意見書の ADR に関する部分に入っております。そういうことで、ADR は大いに盛り立てて活性化すべきであるということについては、何も異論がなかった。その ADR の問題が最後まで残って、検討会がいまだに審議しているというのは、不思議といえば不思議でありますし、また、それだけに、いろいろな問題があるところでもあります。

例えば、時効の中断の問題があります。ADR の申請に時効中断の効力を認めるか、認めないか。あるいは、仲裁については仲裁法ができましたけれども、調停とか和解について執行力を認めるかどうか。あるいはそういう執行力や時効の中断を、すべての機関による和解、調停に認めるか、それとも一定の資格要件を満たした機関によるものだけに認めるか。あるいは ADR に弁護士以外の法曹でない人達が参画するわけでありましてけれども、弁護士法第72条との関係でどのような要件、範囲で認めるかというようなことがあります。今、ADR 検討会の座長の青山善充明治大学教授も苦勞しておられるところでもあります。

しかし、ADR を活性化して、より一層機能させようという点については、反対はありませ

んでした。現に機能している ADR の制度についての勉強会が何回か開かれました。私は余裕がなくて出席できませんでしたが、先ほど申し上げた会長代理の竹下教授の主宰で何回か開かれまして、現に機能している幾つかの ADR、交通事故の裁定センターなどもありますし、建設工事紛争審査会もございまして、そしてこの公害紛争処理制度についても取り上げられたということでもあります。

ADR を活性化するという点から、どういうことを考えなければいけないかということではありますが、別にこの公害紛争処理制度に限定せずに ADR 一般の問題として申し上げますと、その審理を充実して迅速化するということが、それから専門性に確実に対応するということが挙げられております。

(2) 審理の充実・迅速化

審理の充実・迅速化は、紛争処理制度全体に共通する課題です。私は ADR の有力な一つである労働委員会に関係しておりますが、労働委員会制度は、現在、鼎の軽重を問われており、審理の充実・迅速化が強く求められているのであります。

裁判所の民事訴訟も、かつては時間と費用がかかり過ぎて訴訟離れが生じていると言われ、

このままではいけない、何とか改革しようという動きが、昭和60年、61年ごろから東京地裁、大阪地裁で起こりました。当時、私は東京地裁民事部の所長代行をしておりましたので、民事部の中に研究部をつくって、いかにして審理を迅速・適正にできるかということの研究してもらったわけであります。この研究部は3つあり、その部のうちの1つの部の総括が、加藤委員長でございました。

いろいろと有益な研究結果を出していただきまして、それを民事訴訟法の改正に生かし、また、その先取りとして、民事訴訟の運営の改善として実行していたわけであります。どうすれば審理を充実して迅速化できるかということについては、ここに掲げてありますけれども、まず第1に、審理計画を立ててそれにのっとって審理を計画的に行わなければいけない、ということであります。

司法制度改革審議会の審議が行われた当時、争いがある証人尋問や本人尋問をする事件について審理に平均2年前後かかっておりました。2年では今の社会の早いテンポには合わない。そこで、審理期間の半減、つまり1年以内に一審判決が出るように持っていかなければいけないということが言われました。世の中で、納期の定めのない取引はない。ところが裁

判所に訴訟を起こしても、いつごろ判決をくれるのかという納期の定めがない。それを当然のことと心得て平然としているのはけしからんという話でありました。

そこで、審理計画を立てて的確・迅速に訴訟を運営することが、是非必要である。重要なのは早い段階での争点整理なのではないか。当事者はどの点を争おうとしているのか。争点について、どのような証拠を提出するのか。書証もあれば人証もあるし、現場検証というのもあります。そういう証拠の整理をすることも含めて審理計画を立てる。

証拠調べについては、もっとも時間がかかる手続なんですけれども、可能な限り集中審理で行う。毎日開廷というわけにはいかないのですけれども、次の期日は2カ月先というようなことではなく、できるだけ早期に期日を決めて、可能ならば1回の期日で、例えば午後全部を充てるというような形で集中審理を行う。そうすると、裁判官の方も心証が新鮮ですし、全部の陳述を一度に聞けば事件の全貌をつかみやすい。また、当事者の方も事件の全貌を把握すれば、結論も見えてきますから、和解もできやすいということになるわけです。

そういうことで、早期の徹底的な争点整理、証拠整理とともに、集中審理を行う。実はもう

一つありまして、判決書きの簡易・平明化です。これも実は加藤委員長が、大変お若い判事補で東京地裁におられたとき、そういう試みに関与しておられるのです。判決書きを素人の当事者にもわかりやすくする。どこに争いがあって、裁判所はどのような判断でこういう結論を出したのかということ、わかりやすく簡潔に示そうということです。この3本柱です。

これと同じことが、やはりADRについても言われているわけでありまして、先ほど委員長の話を伺っていると、集中審理をおやりになったということです。これは大変結構なことで、訴訟で課題として言われていることをADRの手続でもおやりになっているということです。このように充実した審理を迅速に行うためには、当初の段階で審理計画を立て、どこを当事者は争うのかということの争点整理を行うことが大切なのです。

公害の場合は、法律的な要件もかなり複雑であります。不動産売買契約を結んで代金を支払った、不動産登記手続はまだだというような、証拠で立証し易い事実ではそんなに複雑困難ではない。しかし、公害の場合にはそう簡単にはいきません。不法行為が成立するためにはいろんな要件があるわけでありまして、それを主張し、立証するとすると、争点も複雑多岐に

わたりますし、それを立証する証拠も、書証、人証、現場検証といろいろたくさん出てくるわけです。

したがって、どうしても的確・迅速な審理をするためには、まず審理計画を立てて、先ほど申し上げた争点の整理をする必要があります。当事者はどこを争いたいのか。発生源とされている方が、発生源であること自体を争う場合もありますし、発生源であること自体は認めても、例えばそれは受認限度内であるというような場合もありましょうし、あるいは公害が発生した結果、物的な、財産的な損害が生ずることもありましょうし、あるいは健康被害もありましょうが、その発生を争う場合もありましょうし、その間の因果関係を争うというようなこともあります。この事件で当事者がどこを中心として争いたいのかという争点整理をする。そうして、その争点について双方がどのような立証計画を持っているのか、どういう立証を考えているのかということでありまして、この証拠整理も必要でありますし、また可能な範囲内で集中審理を行うのが、迅速、的確な審理にとって非常に有効だということでありまして、

先ほど申し上げました労働委員会が、今、審理計画とか争点整理、集中審理ということについての検討を迫られているわけでありまして、労

働組合法の改正案が、衆議院は通りまして参議院にかかっているわけでありますが、年金法案の関係もあって、なかなかスムーズにはいかないようでありますけれども、労働組合法の改正も、いかにして迅速に命令を出すかということを目的としております。もう一つの問題として指摘されているのは、救済命令の信頼性であります。命令が裁判所で取り消される率が、通常の行政訴訟に比べて高いということで、その信頼性を回復するにはどうしたらいいかということでもあります。要するに充実した審理で、迅速かつ適正な結論を得るにはどうしたらいいかということでありまして、ADR一般に共通する目標として、審理の迅速化ということが目標として掲げられているわけであります。

(3) 公害等調整委員会の活用（原因裁定）

ところで、先ほど委員長に伺いますと、原因裁定の事件がかなり中央委員会に係属しているとのことでもあります。公害紛争処理法の改正で裁定制度が入れられたときに、私は委員会事務局におりまして、このビルの10階でしたか、内閣法制局に日参して、毎日、夜中近くまでぎゅうぎゅう油を絞られた思い出があります。その苦心の産物が裁定制度なのであります。

経緯を申し上げますと、当初、中央委員会に

裁定制度を入れるということは、追々に地方にも裁定制度を入れることを検討するという前提でしたが、当初の案は原因裁定一本だったわけでございます。なぜそうなったかといえますと、公害を原因とする不法行為による損害賠償というのは、完全に民事の通常事件でありますから、これについて行政委員会が審判を行うという制度は当時他になかったのです。石炭公害賠償等臨時措置法という鉱害、石炭採掘で地盤沈下などが起こるわけですけれども、これに鉱害賠償の裁定という制度がありましたが、それが唯一の例外的なもので、それも時限立法でありました。

そこで、公害による損害賠償に、裁定制度を入れるのについて、裁判所あるいは法務省との間でかなりの論議があったわけでありました。つまり司法権の侵害になりはしないかという話です。そういう点からすると、原因裁定は因果関係に関する点だけの審判でありますから、司法権との抵触を避けやすいということもあって、原因裁定一本で裁定制度を立案したわけであります。ところが当時の山中総理府総務長官がそれではだめだとおっしゃる。新幹線で新大阪まで行くのに、何で名古屋で途中下車してそこから先に行かないのだというわけです。乱暴と言えば乱暴ですけれども、説得力のある

議論です。そこで、それでは原因裁定もいいけれども、最終の損害賠償責任まで判断する責任裁定も認めて二本立てにしようということになったのであります。

公害紛争処理法を見ていただきますと、裁判所に係属した公害訴訟について、裁判所が原因裁定をすることを公害等調整委員会に嘱託することができるという原因裁定の嘱託という制度が設けられております。これは当時、法務省におられ、その後、最高裁判所判事になられた香川保一さんが、以前、特許訴訟で特許庁に審判を嘱託するという制度を考えたことがあり、結局実現しなかったらしいのですけれども、そういう専門機関に専門的な判断をしてもらって、後は通常の法律判断を裁判所がするというのは、非常に有益な制度であり、かつ、先ほど申し上げた司法裁判権との抵触という問題もないということで考案されたのです。

しかし、実は公害等調整委員会としては余り乗り気ではなかった。というのは、私どもも裁判所で事件をやった経験がありますから、裁判官というのはやはり人に何かを頼むという習慣がない。何となく責任逃れのような気もするし、自分でやらなければならないことは自分でやらなければならないと考えている。背負い込み過ぎるという難点もあるのですけれども、そ

ういうことですから、制度はつくっても多分動かないだろう、そういう嘱託はないだろうと思ったのです。でも、偉い香川さんがおっしゃることだから、むげに断るわけにもいかないので入れようということに入れまして、内閣法制局へ持っていきましたら、法制局がこれは大変結構な制度ではないかということになって通ったのです。

しかし果たせるかな、裁判所から嘱託はありませんでした。1件、瀬戸内海の赤潮訴訟で原因裁定の嘱託をしようという動きはあったのですが、結局は実現しなかったのです。しかし、原因裁定という制度にも、わかりにくいところがあります。先ほどの山中総理府総務長官の話がありましたけれども、なぜ原因裁定をやるのかという点が多少わかりにくい。また、原因裁定というその「原因」というのがかなり多義的、いろんな意味があるのです。

海難審判法に原因裁決という裁決があるので、それが一つのヒントになった面もあるのですけれども、原因というと公害で一番問題になるのが因果関係です。因果関係も自然科学的な因果関係と法律判断としての因果関係とは違うのです。自然科学で言えば、厳密な自然科学上100%に近い確率で原因・結果の関係がなければいけない。しかし法律判断でそこまで要求

しますと、おおよそ発生源であろうと思われるのに、自然科学的な100%の実証がないと責任を認めないということになって、かえって不公平になる。したがって、相当因果関係という考え方があって、これは自然科学的な因果関係とは違うのです。これは非常にわかりにくいのです。

高裁長官が天皇陛下に御進講をする機会があるのですけれども、琵琶湖の汚染の問題を、加藤委員長の先代の川寄委員長が今の天皇陛下にご説明したときに、自然科学的な因果関係と法律判断での因果関係とは必ずしも一致しない、という説明をされたのですが、天皇陛下が疑問に思われて、それはどうしてかという御下問がありました。非常に説明が難しい話なのです。

このように、原因裁定という言葉がわかりにくいということもあったのですけれども、それでは、なぜこういう制度を考えたかといいますと、原因裁定によって公害で一番難しい因果関係がはっきりすれば、後は当事者間の自主交渉で解決することもできるでしょうし、あるいは都道府県公害審査会等で「あっせん」あるいは「調停」等で解決する場合もあるでしょう。そういう当事者間の一番難しい争点となっているところを中央委員会で解決すれば、公害審査

会の事件処理のお手伝いもできるということです。

これも ADR の特色の一つでありますけれども、公害事件の因果関係の確定は非常に難しいので、膨大な調査と判定の作業を必要とする場合がある。そうすると、相当多額の経費がかかります。損害の発生と因果関係は、損害賠償を請求する住民側が主張、立証しなければいけませんから、そういう意味での負担が重い。そこで中央委員会、都道府県公害審査会等もそうですけれども、鑑定に要する費用は当事者負担ではないということがあります。水俣病かどうかという判定、あるいは先ほど申し上げた渡良瀬川の鉱毒事件の農業被害と鉱山施設から出る銅その他の重金属との因果関係、あるいは損害額の判定、これはいずれも相当な費用のかかる鑑定が必要で、これを行ったわけです。これが国庫負担で行われるということは、被害者側にとっては非常な福音なのです。因果関係を原因裁定で確定することは、同時に都道府県公害審査会等での紛争解決のお手伝いにもなるというふうに考えたのが原因裁定の機能の一つでありました。

(4) 対象分野

最後であります、公害紛争処理制度の課題

としては、その対象分野の拡大ということを考える必要があるのではないかと考えています。先ほど、公害苦情が非常に大きな機能を果たしているということを申し上げました。平成14年度までに10万件に近づくような多くの公害苦情が出てきているということですが、委員会がお出しになっている資料を拝見しますと、平成14年度での公害苦情について、全体に占める「典型7公害」の苦情件数の割合は69.1%だそうでございます。つまり、典型7公害以外の公害に関する苦情件数は30.9%、3割強ということになります。

公害紛争処理制度が発足いたしました当時、いわゆる4大公害訴訟と言われていたのは、熊本水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくというような典型的な公害病の事件でありました。しかし、その当時の委員会事務局では、将来、公害等調整委員会あるいは都道府県公害審査会等が機能すべき分野として、どういう方向性で考えていくかという問題がありました。典型7公害はもちろん重要でありますけれども、それ以外の分野、例えばその当時はかなり日照公害などが裁判所に多く持ち出されておりました。また、その当時検討した事案として、日光太郎杉事件もありました。当時アメリカでは、水源地あるいはピクニックに

行く場所の環境を保護するというような、いわゆる環境訴訟がたくさん出ていたのですけれども、そういう環境調整の分野も将来重要になってくるであろう。典型公害はもちろんありますが、そういうような近隣公害、あるいは環境問題の分野についても機能の拡張を考えていくべきではないかということが検討課題であったわけであります。

私が公害等調整委員会に在職しましたのは昭和51年4月までであります。その時点で既にそういう検討をしていたということになります。現時点におきましても、一時期、日照公害を検討されたこともあったようです。権限問題でありますから、なかなか難しい面はあるのですけれども、公害紛争処理制度がADR制度の重要な一部分としてこれから機能していくためには、対象となる分野の拡大という課題も検討する必要があるのではないかと考える次第であります。

大変駆け足でございましたけれども、時間がまいりましたのでここまでといたします。